

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

公 告

- 公告第59号 宇治市墓地公園墓所使用者募集
.....（環境企画課）... 2

監 査 委 員

- 公表第15号 定期監査の結果の報告..... 2
○公表第16号 定期監査の結果の報告..... 3

公 告

宇治市公告第59号

宇治市墓地公園墓所使用者募集について
宇治市墓地公園の墓所使用者を次のとおり募集します。
令和7年10月3日
宇治市長 松村 淳子

- 墓園の名称 宇治市天ヶ瀬墓地公園
○墓園の位置 宇治市宇治金井戸7番地の44
○墓所の位置、規格及び数並びに墓所使用料及び墓園管理料

区画	墓所種類	募集区画数	墓所使用料	墓園管理料（年額）
A区	2㎡墓所	3区画	50万円	4千円（※1）
	3㎡墓所	1区画	75万円	6千円（※2）
B区	2㎡墓所	5区画	50万円	4千円（※1）
	3㎡墓所	1区画	75万円	6千円（※2）
	4㎡墓所	8区画	100万円	8千円（※3）
C区	2㎡墓所	3区画	50万円	4千円（※1）
	3㎡墓所	4区画	75万円	6千円（※2）
D区	2㎡墓所	3区画	50万円	4千円（※1）
E区	2㎡墓所	8区画	50万円	4千円（※1）
	3㎡墓所	1区画	75万円	6千円（※2）
	4㎡墓所	1区画	100万円	8千円（※3）
G区	2㎡墓所	4区画	50万円	4千円（※1）
	3㎡墓所	2区画	75万円	6千円（※2）
	4㎡墓所	1区画	100万円	8千円（※3）
H区	2㎡墓所	3区画	50万円	4千円（※1）
	3㎡墓所	2区画	75万円	6千円（※2）
I区	2㎡墓所	3区画	50万円	4千円（※1）
J区	2㎡墓所	6区画	50万円	4千円（※1）
	3㎡墓所	3区画	75万円	6千円（※2）
	4㎡墓所	1区画	100万円	8千円（※3）

- （※1）初年度は1，330円
（※2）初年度は2，000円
（※3）初年度は2，660円

- 受付の期間及び場所
令和7年10月16日（木）から同月31日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（郵送の場合は、当日の消印有効）
〒611-0021 宇治市宇治金井戸7番地の44
宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所
（電話番号39-9205）

- 申込みの資格
以下の条件をすべて満たす人
1 宇治市に住民登録がある人（既に、宇治市天ヶ瀬墓地公園の墓所を使用している人と同一世帯の人は応募できません。）
2 墓所使用料及び墓園管理料を納入期限までに納入することができる人
3 使用許可後5年以内に墓石を設置できる人
○申込みの手続
所定の申込書を受付期間内に、宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所へ持参し、又は郵送してください。申込書は、同管理事務所及び宇治市人権環境部環境企画課で配付します。
○選考の方法、日時及び場所
無作為によるプログラムで抽選します。

- 日時 令和7年11月5日（水）午前10時
場所 宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所
○発表の日時及び場所
結果は応募者全員に郵送で通知するとともに、宇治市天ヶ瀬墓地公園管理事務所及び宇治市人権環境部環境企画課に令和7年11月5日（水）午後2時から同月7日（金）午後5時までの期間、番号を掲示します。

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第15号

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。
令和7年9月19日
宇治市監査委員
池上 哲朗
松岡 ゆかり
真田 敦史

- 第1 監査の種類
地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。
第2 監査の対象
建設総括室及び建設部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。
道路占用料及び水路使用料収入状況（建設総務課）
境界明示等手数料収入状況（建設総務課）
委託料支出状況（建設総務課、道路建設課）
使用料及び賃借料支出状況（建設総括室）
工事請負費支出状況（道路建設課）
補助金支出状況（用地課）
備品管理状況（建設総括室、用地課）
第3 監査の着眼点
監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。
第4 監査の主な実施内容
この監査は、建設総括室、建設部建設総務課、用地課、道路建設課における事務事業のうち、主として令和6年4月1日から令和7年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。
第5 監査の実施場所及び日程
令和7年5月1日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和7年6月26日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。
第6 監査の結果
監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理に努められたい。
記
1 建設総括室
(1) 使用料及び賃借料支出状況について
適正に処理されていた。
(2) 備品管理状況について
適正に管理されていた。
2 建設総務課
(1) 道路占用料及び水路使用料収入状況について
調定の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。
(2) 境界明示等手数料収入状況について
適正に処理されていた。

(3) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

3 用地課

(1) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

(2) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

4 道路建設課

(1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

(2) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。

(揭示済)

(2) 賃借料支出状況について
適正に処理されていた。

(3) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

3 財政課

(1) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

4 農業委員会事務局

(1) 需用費支出状況について
適正に処理されていた。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和7年9月19日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

真田 敦史

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

政策企画部及び農業委員会事務局の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

- ふるさと応援寄附金収入状況（政策戦略課）
- 需用費支出状況（農業委員会事務局）
- 委託料支出状況（政策戦略課、デジタル政策課）
- 賃借料支出状況（デジタル政策課）
- 補助金支出状況（財政課）
- 備品管理状況（デジタル政策課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、政策企画部政策戦略課、デジタル政策課、財政課、及び農業委員会事務局における事務事業のうち、主として令和6年4月1日から令和7年3月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証憑書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和7年6月2日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和7年7月29日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 政策戦略課

(1) ふるさと応援寄附金収入状況について
適正に処理されていた。

(2) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

2 デジタル政策課

(1) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。

なお、大半が特命随意契約により契約されていることから、委託契約の締結にあたっては、契約方法、契約内容及び委託料の妥当性について十分に検証されたい。